

秋田市告示第22号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年1月30日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 申請者の名称および住所ならびに代表者の氏名
 - (1) 名 称 株式会社東環
 - (2) 住 所 秋田市金足黒川1番地
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 渡 邊 忠 隆
- 2 産業廃棄物処理施設の設置場所
秋田市金足黒川字黒川山1番28他
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
第7条第14号ハに規定する産業廃棄物管理型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥（有機汚泥を除く。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボードを除く。）、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号に規定する産業廃棄物（以上の産業廃棄物について、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物および水銀含有ばいじん等を含む。）および廃石綿等
- 5 申請年月日
令和8年1月8日
- 6 産業廃棄物処理施設設置許可申請書および生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧場所

(1) 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市環境部廃棄物対策課（庁舎 3 階）

(2) 秋田市土崎港西五丁目 3 番 1 号

秋田市北部市民サービスセンター（庁舎 1 階）

7 縦覧の期間

令和 8 年 1 月 30 日から同年 3 月 2 日まで。ただし、休日（秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第 32 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

8 縦覧の時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

9 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

10 意見書に記載すべき事項（日本語により記載すること。）

(1) 意見書の宛名 秋田市長 沼 谷 純

(2) 意見書提出者の氏名又は名称、住所および電話番号ならびに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 意見の対象となる申請者の名称および施設の種類

(4) 生活環境の保全上の見地からの意見

11 意見書の提出期限

令和 8 年 3 月 16 日

12 意見書の提出先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市環境部廃棄物対策課（庁舎 3 階）

13 意見書の提出方法

持参又は郵送とする。

なお、持参の場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、休日を除く。